

兵庫県・神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市の 令和3年度 事業方針

関係行政の本年度産業廃棄物関連の事業概要は次のとおりです。

[尼崎市]

1 産業廃棄物処理業者等に対する指導

産業廃棄物の処理に関して重要な役割を担っている産業廃棄物処理業者等に対し、処理基準の遵守、各種届出、報告等の適正な履行について指導する。

(1) 適正処理指導

適宜立入検査等を行い、処理基準及び保管基準等の遵守状況を確認し、適正処理指導を行う。

(2) 許可制度等の周知徹底

産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設などの許可、自動車リサイクル法に基づく登録及び許可にあたっては、引き続き厳正な審査を行い、適正な処理を確保する。

(3) 研修会の開催

廃棄物処理法の基礎や法律改正に係る情報及び廃棄物処理に関する現状等について学ぶ研修会を開催することにより、廃棄物処理に係る知識のより一層の普及を図り、適正処理を推進する。

2 排出事業者の指導強化

事業者責任、資源化再利用及び届出、報告等の義務について周知し、指導を強化することにより、適正処理を推進する。

(1) 適正処理指導

処理施設を設置している事業者や産業廃棄物を排出する事業者等に対し、適宜立入検査等を行い状況に応じ適正処理の指導を行う。

(2) 多量廃棄物排出事業者の減量・適正処理指導

廃棄物を多量に発生させる事業者に対し、処理計画の策定及び処理状況の報告を求めるなど発生抑制及び適正処理の指導を行う。

(3) 許可制度の周知徹底

産業廃棄物処理施設の設置許可制度について事業所に対する周知徹底を図るとともに手続等についての指導を行う。

3 P C B 廃棄物等の期限内処理に係る指導啓発

P C Bによる環境汚染を防止し、生活環境の保全を図るため、市内においてP C B廃棄物を保管する事業所に対し、適正かつ確実な処理を推進し、必要な指導及び助言を行う。

4 不適正処理防止対策

不法投棄及び野焼き等の不適正処理防止のため、隨時パトロールを行い、環境汚染の未然防止に向け、法令順守の周知徹底を図る。

[尼崎市経済環境局環境部産業廃棄物対策担当]